株式会社ゲオホールディングス

証券コード：2681

第37期　定時株主総会

招集ご通知

日　　時

2025年６月26日（木曜日）午前10時
（受付開始　午前９時30分）

場　　所

愛知県春日井市松新町１－５
ホテルプラザ勝川　２階　さくら

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

目　　次

第37期定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使等についてのご案内…… 3
事業報告…… 5
連結計算書類…… 27
計算書類…… 29
監査報告…… 31
株主総会参考書類…… 38

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/2681/

株　主　各　位

証券コード　2681
（発送日）2025年６月10日
（電子提供措置開始日）2025年６月５日
名古屋市中区富士見町８番８号
株式会社ゲオホールディングス
代表取締役社長　遠　藤　結　蔵

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.geonet.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/2681/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ゲオホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2681」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使等についてのご案内」に従いまして、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　　2025年６月26日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2．場　　所　　愛知県春日井市松新町１－５
ホテルプラザ勝川　２階　さくら

3．目的事項

報告事項

1．第37期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第37期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

●書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次に掲げる事項を含む監査対象書類を監査しております。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

●本定時株主総会の決議結果につきましては、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.geonet.co.jp/

議決権行使等についてのご案内

議決権は以下の３つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合

議決権行使サイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

行使期限

2025年６月25日（水曜日）午後６時まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2025年６月25日（水曜日）午後６時到着分まで**

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日　時　**2025年６月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**

場　所　ホテルプラザ勝川　２階　さくら

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
④ インターネットによる議決権行使は、2025年６月25日（水曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
⑤ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
⑥議決権行使書に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。

招集ご通知の閲覧や議決権行使がよりスマートに簡単に行えます！

スマート招集

招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンで
ご覧いただけます。

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。
下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

https://p.sokai.jp/2681/

議決権行使が簡単になりました！

議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取るだけ

当社では、スマートフォン等での議決権行使サービスを新たに導入いたしました。
議決権行使書用紙に記載されたＱＲコードをスマートフォン等で読み取ることで、議決権行使コード・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権を行使することができます。

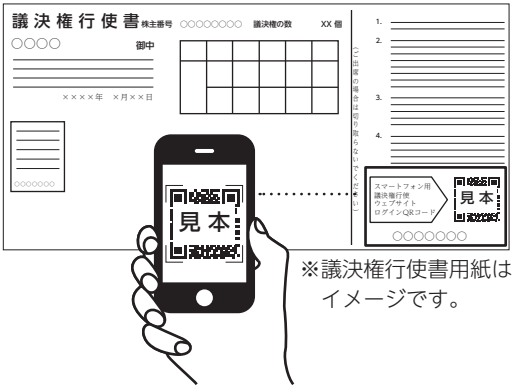

※議決権行使書用紙はイメージです。

※お問い合わせは
　みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
　フリーダイヤル　**0120-768-524**

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

業績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済環境は、企業業績の堅調さが継続し、家計部門も実質所得が増加に転じるなど、日本経済は緩やかな回復を続けている一方で、海外景気の下振れや、米国の政策動向、金融資本市場の変動等の影響に総合的かつ慎重に対応する必要があります。

リユース業界におきましては、リユース品に対しての物価高騰に伴う生活防衛策としての需要増加や、多様性を尊重する社会の潮流の中で、一点物の魅力や、趣として支持されること、人、社会、環境などにやさしく、社会的な問題の解決につながるような消費行動をする選択があり、市場成長の拡がりを見せております。

このような環境のなか、当社グループは「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」ことを目指し、お客様の選択可能性を広げ利便性を向上するため、インターネットを介した電子商取引の拡充の他、２nd STREETを中心としたリユース店舗の新規出店を、国内及び海外において推進し持続的成長の実現に取り組んでおります。

リユース系リユース商材の動向といたしましては、リユースラグジュアリー商材、特に高級時計を中心に扱うOKURA TOKYOは軟調な取引相場の中、商品流動性を高めてリスク管理を行い、堅調に推移いたしました。また、商品構成の中心であるリユース衣料・服飾雑貨は、記録的な高温や暖冬傾向などの天候不順の影響や出店計画未達があったものの、リユース市場拡大に比例した着実な成長となりました。海外地域では直営店方式での出店により活動範囲を広げ、世界のリユース市場における認知度向上を図り各地域において着実に現地での支持を集め、店舗数・売上を拡大しております。以上の結果、リユース系リユース商材全体の売上は大幅に増加し、売上高は前期比12.1％増の190,246百万円となりました。

メディア系リユース商材の動向といたしましては、ゲーム関連商材は新作ゲームソフトのヒットによるリユース商材への恩恵が乏しかったものの、家庭用ゲーム機本体の値上げ前の駆け込み需要により、微減収となりました。また、スマートフォンやタブレット端末等のリユース通信機器市場の拡大に合わせ、店頭サポートスタッフを配置した「GEO mobile」をショッピングモール等へ出店していることに加え、認知度向上のため戦略的に広告を行いリユースモバイル商材のシェア獲得に注力しております。以上の結果、メディア系リユース商材全体の売上高は前期比12.4％増の83,669百万円となりました。

新品商材の動向といたしましては、トレーディングカード及びカプセルトイの売上が好調に推移したものの、前期は需給バランス改善による家庭用ゲーム機本体の販売増及び大型タイト

ルのリリースがあり売上高増加要因となりましたが、当期はその反動減の影響が大きく、売上高は前期比25.1％減の99,100百万円となりました。

また、収益性の悪化により、店舗等に係る固定資産について減損損失を3,138百万円計上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は427,669百万円(前期比1.4％減)、営業利益は11,250百万円(前期比33.1％減)、経常利益は12,224百万円(前期比34.8％減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は4,537百万円(前期比58.4％減)となりました。

主要商材の売上高は以下のとおりとなりました。

名　　称		当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	前期比
リユース品	リユース系	190,246百万円	112.1％
	メディア系	83,669百万円	112.4％
新品		99,100百万円	74.9％
その他 内）レンタル		54,653百万円 28,647百万円	95.3％ 87.4％

また、当連結会計年度末における当社グループの店舗数の状況は以下のとおりとなりました。
（　）内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店			ＦＣ店・代理店			合計	
		出店数	退店数		出店数	退店数		
ゲオグループ店舗数	2,043	160	65	143	1	19	2,186	(+77)
GEO	966	39	50	88	0	19	1,054	(△30)
2nd STREET(国内)	825	52	11	55	1	0	880	(+42)
2nd STREET(米国)	47	12	0	0	0	0	47	(+12)
2nd STREET(台湾)	39	11	0	0	0	0	39	(+11)
2nd STREET (マレーシア)	23	6	0	0	0	0	23	(+6)
2nd STREET(タイ)	4	3	0	0	0	0	4	(+3)
OKURA TOKYO	24	3	2	0	0	0	24	(+1)
LuckRack	27	9	0	0	0	0	27	(+9)
その他	88	25	2	0	0	0	88	(+23)

（注）１．屋号毎の店舗数をカウントしています。
２．GEOは家庭用ゲーム・スマートフォンの買取販売、DVDレンタル等を行う店舗（屋号：GEO、GEO mobile）をカウントしています。
３．2nd STREETは衣料品や家電製品等の買取販売を行う店舗（屋号：2nd STREET、Super 2nd STREET、2nd OUTDOOR、JUMBLE STORE等）をカウントしています。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）では、新規出店及び既存店におけるリニューアル工事などを中心に13,493百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、借入金返済資金として第２回無担保社債の発行により5,500百万円、長期運転資金として金融機関より18,000百万円、計23,500百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 34 期 (2022年３月期)	第 35 期 (2023年３月期)	第 36 期 (2024年３月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
売上高(百万円)	334,788	377,300	433,848	427,669
経常利益(百万円)	9,662	11,926	18,749	12,224
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,985	5,681	10,902	4,537
１株当たり当期純利益　(円)	141.15	135.93	275.31	114.27
純資産(百万円)	77,193	77,212	87,349	90,469
１株当たり純資産額　(円)	1,811.83	1,946.46	2,194.58	2,272.11
総資産(百万円)	174,375	201,804	231,125	252,807

⑶　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゲオ	30百万円	100.0%	店舗運営支援
株式会社ゲオストア	10百万円	100.0% (100.0%)	ゲーム・スマートフォン・家電等のリユース販売、新品ゲームの販売、ＤＶＤ・ＣＤ・コミックのレンタル
株式会社セカンドストリート	10百万円	100.0% (100.0%)	衣類・服飾雑貨・電化製品等のリユース販売
株式会社おお蔵ホールディングス	10百万円	100.0%	時計、バッグ取扱専門店へのリユース卸販売
株式会社ＯＫＵＲＡ	10百万円	100.0% (100.0%)	時計、宝石、バッグのリユース販売
株式会社ｖｉｖｉＯＮ	９百万円	100.0%	デジタルコンテンツの販売
株式会社エイシス	９百万円	100.0% (100.0%)	デジタルコンテンツの販売

（注）１．議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で内数であります。
　　２．上記の重要な子会社７社を含め、連結子会社は合計31社となりました。

③　重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー･アンド・ジー	100百万円	44.4%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍等のレンタル、リユース、販売のフランチャイズ事業

⑷　対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、SDGsの考えが社会に広がり、価格だけにとらわれないリユースへの価値観が改めて見直されるなど、リユース市場は継続成長が全世界的にも見込まれています。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、お客様の消費行動を理解し、オンライン・オフラインの境目をなくした双方で、商品・サービスを自在に選択してご利用いただける“ネットワークリテイラー”の体制を構築し、リユースとレンタルの循環型流通やリテールを通して、世界の方々に豊かで楽しい「日常」を届け続ける“グローバルプラットフォーマー” でなければならないという課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①リユース市場の深耕

リユース市場の拡大の中、持続的成長のためお客様との直接接点となる多店舗展開を加速させるとともに買取サービスの拡充といった利便性の向上を図り、リユース市場におけるポジションを高めてまいります。

地域特性に合わせた新業態などの店舗開発や海外出店を含めた販売網の構築を行い、仕入れの強化として買取専門店・出張買取や買取ロッカーの設置によりお客様にリユース商品を身近に感じて頂ける環境づくりを展開してまいります。

②収益基盤の再構築と拡充

「買う」「借りる」「売る」「場の提供」というグループの各事業が持つ機能に多種多様な商材を掛け合わせることにより、新規フォーマットを提案してまいります。

映像・音楽ソフトのレンタル市場縮小傾向が続く中、全国に約1,000店舗を有するゲオショップの店舗網を活かし、実店舗だからこそ体験できる価値の提供を行うことで店舗の魅力向上を図ってまいります。

寡占市場においても店舗網を展開することで顧客接点を重視したプロモーション活動等により商材の市場占有率を高め、メディア商材の最大利益化に努めます。

オフプライスストア業態やラグジュアリー商材の取組み以外にも、新たなる店舗・業態の開発を行い、お客様のニーズに即した商材を提供するために、グループの有する店舗網を活かしたマーケティング活動と商材の育成・獲得を図ります。

また、新たな柱となる事業領域の獲得については、Ｍ＆Ａ手法等も有効な手段の１つとして模索してまいります。

③ＩＴの積極活用とオンラインの強化

スマートフォン使用等オンラインでの情報認知と検索行動がますます一般化する中で、商品情報の検索性を高めることや決済方法の多様化対応により、ＥＣサイトと店舗との併売等お客様への利便性を高め、よりシームレスな購買環境整備を物流体制及びＩＴ・電子商取引対応への投資を行うことにより推進強化してまいります。

④グローバルマネジメントの構築

リユース企業の世界的リーディングカンパニーを目指す上で、これまで以上にグローバル情報の把握と、迅速でフレキシブルな経営判断を行い、海外企業に対する競争力を高めるマネジメント体制を構築してまいります。

海外の機能集約と分業を推進し、グループ全体を最適化する仕組み作りを構築してまいります。

⑤人材の獲得と教育投資

各項目で述べてきた戦略を実現するため、人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。

また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境の整備、グローバル教育・資格制度の再構築をしてまいります。

⑸　主要な事業内容（2025年３月31日現在）

事業	内容
リユースショップ運営	衣類・服飾雑貨・電化製品等のリユース、販売
メディアショップ運営	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・通信機器・電化製品等のレンタル、リユース、販売
その他	デジタルコンテンツの販売、卸売業等

⑹　主要な事業所（2025年３月31日現在）

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市中区
東京本部	東京都豊島区
中部物流センター	愛知県岩倉市

⑺　使用人の状況（2025年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
リユースショップ運営部門	2,834（ 5,038）	368（ 528）
メディアショップ運営部門	1,261（ 3,006）	△53（△231）
店舗運営支援部門	565（ 476）	32（ 33）
グループ経営企画・管理部門	576（ 92）	52（ 12）
その他	1,276（ 193）	201（ 41）
合計	6,512（ 8,805）	600（ 383）

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。
２．リユースショップ運営部門の使用人数が前連結会計年度末に比べて368名、臨時雇用者数が528名増加しましたのは、主として新規出店に伴い採用が増加したためであります。
３．その他の事業部門の使用人数が前連結会計年度末に比べて201名、臨時雇用者数が41名増加しましたのは、主としてデジタルコンテンツの販売、卸売業等の事業拡大に伴い採用が増加したためであります。

②　当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
576（92）	52（12）	42.51	13.34

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

⑻　主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	24,643百万円
株式会社三井住友銀行	20,668
株式会社福岡銀行	4,750
株式会社りそな銀行	4,500
農林中央金庫	4,312
株式会社十六銀行	2,987
株式会社伊予銀行	2,150
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,000

⑼　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴　株式の状況(2025年３月31日現在)

①　発行可能株式総数　200,000,000株

②　発行済株式の総数　39,718,052株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は15,500株増加しております。

③　株主数　32,435名

④　大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社城蔵屋	14,854,900株	37.40%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,418,700株	8.60%
常興薬品株式会社	1,782,900株	4.48%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,235,300株	3.11%
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	730,000株	1.83%
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　株式会社日本カストディ銀行	671,200株	1.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口８２００７９２７６）	600,000株	1.51%
遠藤結蔵	540,000株	1.35%
野村證券株式会社	463,133株	1.16%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND ６２００６５（常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	362,600株	0.91%

（注）持株比率は自己株式（41株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．2009年８月４日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　700個（新株予約権１個につき100株)

・新株予約権の目的である株式の数
　普通株式　　70,000株

・新株予約権の払込金額
　１個当たり　67,881円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　１円

・新株予約権を行使することができる期間
　2009年８月21日から2039年８月20日まで

・新株予約権の行使の条件
　当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	700個	70,000株	1名

（注）2013年10月１日付で行った、１株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

ロ．2019年８月28日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

285個（新株予約権１個につき100株)

・新株予約権の目的である株式の数

普通株式　　28,500株

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　141,200円

・新株予約権を行使することができる期間

2021年８月29日から2025年８月28日まで

・新株予約権の行使の条件

ⅰ．新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員その他これらに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社の取締役又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

ⅱ．各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

ⅲ．その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	285個	28,500株	5名

（注）上記のうち、取締役１名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役の状況（2025年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	遠藤結蔵	社長執行役員
取締役	吉川恭史	専務執行役員 株式会社ゲオ代表取締役社長
取締役	小坂雅章	専務執行役員
取締役	久保幸司	専務執行役員
取締役	今井則幸	常務執行役員
取締役	村上幸正	常務執行役員
取締役	荻野恒久	荻野公認会計士事務所 有限会社いちご総研代表取締役 税理士法人オフィスいちご代表社員
取締役	安田加奈	安田会計事務所所長 スギホールディングス株式会社社外監査役 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社物語コーポレーション社外取締役
取締役	堀江容子	堀江容子公認会計士事務所所長 santec Holdings株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役 （常勤監査等委員）	笹野和雄	
取締役 （監査等委員）	小宮山　太	小宮山公認会計士事務所
取締役 （監査等委員）	太田裕之	全日本遊技事業協同組合連合会専務理事

（注）１．取締役荻野恒久氏、安田加奈氏、及び堀江容子氏、並びに取締役（監査等委員）小宮山太氏及び太田裕之氏は、社外取締役であります。

２．取締役荻野恒久氏、安田加奈氏、及び堀江容子氏、並びに取締役（監査等委員）小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．取締役（常勤監査等委員）笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び1997年６月から2008年６月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．取締役（監査等委員）太田裕之氏は、警察庁の要職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しております。

５．当社は、2024年６月27日開催の第36期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社

に移行しております。これに伴い、監査役笹野和雄氏、小宮山太氏、服部真也氏、及び太田裕之氏は任期満了により退任し、このうち笹野和雄氏、小宮山太氏、及び太田裕之氏が監査等委員である取締役に就任しております。

6．情報の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために笹野和雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7．当社は、取締役荻野恒久氏、安田加奈氏、及び堀江容子氏、並びに取締役（監査等委員）小宮山太氏及び太田裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害が塡補されることとなります。

④ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年６月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本報酬に関する方針

月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して決定します。

ｂ．業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、社外取締役を除く取締役に対し、業績指標を反映した現金報酬として、定時株主総会の承認を得られることを条件として、前連結会計年度の当期純利益の概ね0.5％を目安に支給することができるものとします。

ｃ．非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストック・オプション（１株あたりの権利行使価格を１円とする新株予約権）を付与することができるものとします。

d．報酬等の割合に関する方針

株式報酬は、基本報酬の50％に相当する額を上限とします。賞与については、基本報酬に対する割合を定めず、各連結会計年度の当期純利益に対して概ね0.5％を目安に支給することができるものとします。

なお、報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種 ・業態の報酬水準を踏まえ、取締役会において毎年検討を行い、必要に応じて設定・変更するものとします。

e．報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別報酬については、基本報酬の額、業績連動賞与の配分、株式報酬の付与数につき、代表取締役社長にその決定を委任します。ただし、代表取締役社長は、その決定にあたり、社外役員を含む任意の指名・報酬諮問委員会に諮り、その意見を尊重するものとします。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	186 (17)	186 (17)	－ (－)	－ (－)	9 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 (6)	14 (6)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	7 (2)	7 (2)	－ (－)	－ (－)	4 (2)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．当社は2024年６月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

3．上表の対象となる役員の員数には、2024年６月27日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、その後役員に就任していない者１名が含まれております。

4．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年６月27日開催の第36期定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご決議いただいております。また、同総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして、上記の報酬等の額の範囲内で、定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の総数を、年額80百万円を新株予約権１個当たりの公正価格で除して得られた数（整数未満の端数は切り捨て）を限度として支給することにつき、ご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、９名（うち社外取締役は３名）であります。
なお、監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第19期定時株主総会において、年額280百万円以内とご決議いただいておりました。当該株主総会終結時点の取締

役の員数は、10名であります。また、2009年６月26日開催の第21期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして、上記の報酬等の範囲内で、定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の総数を、年額80百万円を新株予約権１個当たりの公正価格で除して得られた数（整数未満の端数は切り捨て）を限度として支給することにつき、ご決議いただいておりました。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、８名（うち社外取締役は１名）であります。

５．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年６月27日開催の第36期定時株主総会において、年額70百万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名であります。
なお、監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第20期定時株主総会において、年額30百万円以内とご決議いただいておりました。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名であります。

６．取締役会は、代表取締役社長遠藤結蔵に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外役員を含む任意の指名・報酬諮問委員会に諮り、その意見を尊重しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役荻野恒久氏は、荻野公認会計士事務所を開設しております。また、有限会社いちご総研の代表取締役、税理士法人オフィスいちごの代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役安田加奈氏は、安田会計事務所の所長、スギホールディングス株式会社の社外監査役、中央発條株式会社の社外取締役、コンドーテック株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社物語コーポレーションの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役堀江容子氏は、堀江容子公認会計士事務所の所長、santec Holdings株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）小宮山太氏は、小宮山公認会計士事務所を開設しております。当社と兼職先との間に特別な関係やありません。

・取締役（監査等委員）太田裕之氏は、全日本遊技事業協同組合連合会の専務理事であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 荻野　恒久	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 安田　加奈	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 堀江　容子	2024年６月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 小宮山　太	2024年６月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 太田　裕之	2024年６月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 主に警察庁の要職を歴任された豊富な経験と幅広い知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

（注）１．当社は2024年６月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会設置会社移行前の期間において、小宮山太氏は当社の監査役に、太田裕之氏は当社の社外監査役に就任しておりましたが、両氏は、当該期間開催の取締役会２回及び監査役会４回の全てに出席し、各々専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

２．上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

⑷　会計監査人の状況

①　名称　　有限責任監査法人トーマツ

②　報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

（注）１．当社の子会社である株式会社ゲオと株式会社OKURAにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
３．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に関するコンフォートレターの作成業務を委託しております。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1）取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス部門担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。

2）コンプライアンスの状況については、監査部門に内部監査をさせ、取締役に報告せしめる。

3）コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、当社及び当社子会社従業員が直接、社内通報窓口又は社外通報窓口に通報するように内部通報制度規程に定め、周知を図る。

②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。

2）危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。

③　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会を毎月１回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。

2）取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。

3）中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。

④　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の統括管理を経営管理部門が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。

2）主要子会社（非連結子会社を除く）における取締役・監査役は当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。

3）子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。

4）当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営管理部門より月１回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。

５）子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。

６）海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

１）監査等委員会から職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。当該取締役及び使用人の人員の異動・人事評価については、監査等委員会の意見を尊重する。

２）監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に指示した補助業務については、監査等委員会の指示のみに服する。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が監査等委員会に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

１）当社及び当社子会社の取締役・従業員並びに当社子会社の監査役は、当社又は子会社に重大な影響を与える事項及び監査等委員会が報告すべきものと定めた事項について、監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は必要な都度、当社及び当社子会社の取締役・従業員並びに当社子会社の監査役に対し、報告を求める。

２）当社及び当社子会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

⑧　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査等委員会の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

１）代表取締役と監査等委員会との定期的な意見交換会の開催、また監査部門との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。

２）会計監査人と監査等委員会との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等に関するｅラーニング学習等を役職員に対して実施するとともにコンプライアンスハンドブックの改定を行い各部署へ配布・回覧を行いました。また、コンプライアンスの状況について、監査部門から社長及び監査等委員会に適宜報告しております。

内部通報制度規程を定め、内部通報制度についてコンプライアンスハンドブック・社内報・コンプライアンスカード・ポスター提示・ｅラーニング学習等で周知し、内部通報内容の概要が取締役及び監査等委員会に報告されております。

②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、通常時にはリスクを把握・評価するための検討会を年２回開催し、緊急時に迅速に対策を決定する体制を構築しております。

③　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議・組織権限規程により取締役の担当業務と職務権限を明確にしており、また取締役会は12回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、意見交換を経て決議されております。

④　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営管理部門及び関連部門より月１回、子会社(非連結子会社を除く)に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認し、特に重要性の高い事項については当社取締役会への報告を行い、当社においても審議を行っております。また、主要子会社に役職員を派遣し、子会社の業務実情把握を行っております。

⑤　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会と協議の上、法務部門より兼務監査等委員会補助者を選任し、監査等委員会の補助業務を行っております。

⑥　当社及び当社子会社の取締役及び使用人並びに当社子会社の監査役が監査等委員会に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

監査部門による監査報告書の社長及び監査等委員会への提出を義務付けた内部監査規程を定め、監査部門からの監査等委員会報告を適宜実施し、また各監査等委員から取締役、使用人へのヒアリング要請に対応する体制をとっております。

⑦　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会のほかに代表取締役と監査等委員会との意見交換会を１回開催し、監査部門から

監査等委員会への報告を４回行いました。また、監査等委員会と会計監査人との会合を４回開催し、意見交換を行いました。

（注）なお、当社は2024年６月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会設置会社移行前の期間において、監査部門から監査役への報告を３回行っております。また、同期間において、監査役と会計監査人との会合を１回開催し、意見交換を行っております。

連結貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**165,072**	**流動負債**	**46,603**
現金及び預金	60,090	買掛金	12,686
売掛金	15,930	１年内返済予定の長期借入金	10,849
商品	73,887	未払法人税等	2,358
その他	15,334	賞与引当金	2,308
貸倒引当金	△170	その他	18,399
固定資産	**87,735**	**固定負債**	**115,734**
有形固定資産	**56,283**	社債	12,175
建物及び構築物	20,307	長期借入金	71,475
土地	5,117	リース債務	23,549
使用権資産	22,173	繰延税金負債	73
その他	8,684	資産除去債務	7,655
無形固定資産	**5,030**	その他	806
投資その他の資産	**26,421**	**負債合計**	**162,338**
敷金及び保証金	19,834	（純資産の部）	
繰延税金資産	3,881	**株主資本**	**90,467**
その他	3,532	**資本金**	**9,263**
貸倒引当金	△826	**資本剰余金**	**3,676**
		利益剰余金	**77,527**
		自己株式	**△0**
		その他の包括利益累計額	**△223**
		その他有価証券評価差額金	9
		為替換算調整勘定	△232
		新株予約権	**160**
		非支配株主持分	**65**
		純資産合計	**90,469**
資産合計	**252,807**	**負債純資産合計**	**252,807**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**427,669**
売上原価		**256,997**
売上総利益		**170,671**
販売費及び一般管理費		**159,421**
営業利益		**11,250**
営業外収益		
受取利息及び配当金	139	
不動産賃貸料	1,193	
廃棄品売却収入	476	
その他	532	**2,341**
営業外費用		
支払利息	554	
不動産賃貸費用	503	
その他	309	**1,367**
経常利益		**12,224**
特別損失		
減損損失	3,138	
固定資産除却損	173	**3,311**
税金等調整前当期純利益		**8,912**
法人税、住民税及び事業税	4,843	
法人税等調整額	△567	**4,276**
当期純利益		**4,636**
非支配株主に帰属する当期純利益		**99**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,537**

貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**53,478**	**流動負債**	**28,520**
現金及び預金	19,775	関係会社短期借入金	13,457
売掛金	1,914	１年内返済予定の長期借入金	10,849
前払費用	3,242	リース債務	105
関係会社短期貸付金	18,479	未払金	2,227
その他	10,066	未払費用	615
固定資産	**78,067**	未払法人税等	441
有形固定資産	**9,462**	預り金	147
建物	3,955	前受収益	88
工具、器具及び備品	184	賞与引当金	265
土地	5,117	その他	321
その他	204	**固定負債**	**87,232**
無形固定資産	**3,686**	社債	12,100
ソフトウエア	2,944	長期借入金	71,475
その他	742	リース債務	607
投資その他の資産	**64,917**	長期預り保証金	1,359
投資有価証券	194	その他	1,689
関係会社株式	10,907	**負債合計**	**115,752**
長期貸付金	1,670	（純資産の部）	
関係会社長期貸付金	43,989	**株主資本**	**15,623**
敷金及び保証金	16,992	**資本金**	**9,263**
繰延税金資産	67	**資本剰余金**	**2,871**
その他	1,572	資本準備金	182
貸倒引当金	△10,476	その他資本剰余金	2,689
		利益剰余金	**3,487**
		利益準備金	235
		その他利益剰余金	3,251
		別途積立金	100
		繰越利益剰余金	3,151
		自己株式	**△0**
		評価・換算差額等	**9**
		その他有価証券評価差額金	9
		新株予約権	**160**
		純資産合計	**15,792**
資産合計	**131,545**	**負債純資産合計**	**131,545**

損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**18,598**
営業費用		**15,934**
営業利益		**2,663**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,115	
その他	180	**1,296**
営業外費用		
支払利息	427	
貸倒引当金繰入額	7,069	
その他	191	**7,689**
経常損失		**3,729**
特別利益		
関係会社株式売却益	1,314	
その他	14	**1,329**
特別損失		
関係会社株式評価損	53	**53**
税引前当期純損失		**2,453**
法人税、住民税及び事業税	951	
法人税等調整額	148	**1,099**
当期純損失		**3,553**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月21日

株式会社　ゲオホールディングス
　取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 伊　藤　達　治

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士 水　越　　徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月21日

株式会社　ゲオホールディングス
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ
名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　達　治
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　越　　徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年4月１日から2025年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月23日

株式会社ゲオホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員	笹野和雄 ㊞
監査等委員（社外監査等委員）	小宮山　太 ㊞
監査等委員（社外監査等委員）	太田裕之 ㊞

（注）監査等委員小宮山太及び太田裕之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第37期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金17円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は675,206,187円となります。

なお、これにより年間配当金は、１株につき中間配当17円を含め、合計34円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2025年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)９名全員が任期満了となり、取締役吉川恭史氏及び小坂雅章氏は退任いたします。
つきましては、新任の取締役候補１名を含む取締役８名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 **再任**	遠藤結蔵（えんどうゆうぞう） (1978年１月21日)	2000年11月　株式会社ゲオ（現当社）入社 2004年６月　当社取締役社長室副室長 2011年11月　当社代表取締役社長 2013年４月　当社代表取締役社長兼執行役員 2019年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任）	540,000株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
2 **再任**	久保幸司（くぼこうじ） (1971年11月20日)	1995年10月　株式会社フォー・ユー（現当社）入社 2010年５月　株式会社セカンドストリート（現当社）代表取締役社長 2013年４月　当社執行役員 2016年６月　当社取締役兼執行役員 2018年４月　当社常務取締役兼執行役員 2019年４月　当社取締役常務執行役員 2019年11月　株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ）取締役 2024年４月　当社取締役専務執行役員（現任）	－
	取締役候補者とした理由 当社入社以来リユースショップ運営部門、開発部門の責任者をつとめ、海外事業部門を管掌する等、豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきました。また、近年はセカンドストリートの海外展開を牽引し、今後更なるリユースの深耕、及び海外事業の拡大、推進を進める中で、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 **再任**	村上幸正（むらかみ ゆきまさ） (1968年11月３日)	1989年４月　株式会社スターリング入社 1993年６月　宮寺克和税理士事務所入所 1997年６月　株式会社ノザークインターナショナル入社 1998年３月　株式会社スターネット入社 2002年９月　株式会社インデックス入社 2004年11月　同社取締役 2007年11月　同社常務取締役 2013年11月　株式会社アトラス常務取締役 2016年８月　株式会社ゲオホールディングス入社（当社） 2018年４月　当社執行役員 2019年４月　当社上席執行役員 2023年６月　当社取締役常務執行役員 2025年４月　当社取締役専務執行役員（現任）	3,000株
	取締役候補者とした理由 他社での経理・財務の責任者としての豊富な経験と、国際金融に関する幅広い見識を有し、当社グループ全体の金融、経理（会計）、財務、管理等の部門を管掌し、リーダーシップを発揮してきたとから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
4 **再任**	今井則幸（いまい のりゆき） (1968年11月17日)	1990年８月　株式会社ゲオミルダ（現当社）入社 2004年３月　株式会社ゲオグローバル（現当社）代表取締役社長 2005年４月　株式会社ゲオエブリ（現当社）代表取締役社長 2011年11月　当社執行役員 2016年６月　当社取締役兼執行役員 2018年４月　当社常務取締役兼執行役員 2019年４月　当社取締役常務執行役員（現任） 2019年11月　株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ）取締役	300株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来メディアショップ運営部門、社長室、人事管理部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（ふりがな）
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5
新任</td><td>森田広史（もりた ひろふみ）
(1968年5月18日)</td><td>1989年３月　株式会社エスポ（現東和エンタープライズ株式会社）入社
2001年７月　株式会社ゲオ（現当社）入社
2010年４月　当社九州沖縄ブロック次長
2013年10月　当社メディア店舗運営部部長
2015年４月　当社モバイル運営部ゼネラルマネージャー
2017年４月　当社執行役員
2017年５月　株式会社ワールドモバイル代表取締役（現任）
2018年４月　株式会社ゲオ取締役
2019年４月　当社上席執行役員（現任）
2019年11月　株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ）取締役
[重要な兼職の状況]
株式会社ワールドモバイル代表取締役</td><td>4,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
当社入社以来メディアショップ運営部門、モバイル事業の責任者を務め、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきました。また、近年はモバイル事業の拡大と躍進に貢献してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6
再任</td><td>荻野恒久（おぎの つねひさ）
(1963年４月17日)</td><td>1988年９月　英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1994年９月　公認会計士三宅会計事務所入所
1997年８月　荻野公認会計士事務所開設（現任）
2000年６月　有限会社コンサルティングボックス（現有限会社いちご総研）代表取締役（現任）
2011年10月　当社社外取締役（現任）
2019年10月　税理士法人オフィスいちご代表社員（現任）
[重要な兼職の状況]
荻野公認会計士事務所
有限会社いちご総研代表取締役
税理士法人オフィスいちご代表社員</td><td>500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7 再任	安田加奈（やすだかな） (1969年4月10日)	1993年10月　センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年４月　公認会計士登録 2000年３月　安田会計事務所設立 同所所長（現任） 2004年３月　税理士登録 2009年９月　シンポ株式会社社外監査役 2010年５月　スギホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2016年６月　当社社外取締役（現任） 2019年６月　中央発條株式会社社外取締役（現任） 2020年６月　コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年９月　株式会社物語コーポレーション社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 安田会計事務所所長 スギホールディングス株式会社社外監査役 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社物語コーポレーション社外取締役	1,000株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8 再任	堀江容子（ほりえようこ） (1986年12月22日)	2009年４月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2011年４月　公認会計士登録 2024年１月　堀江容子公認会計士事務所設立 同所所長（現任） 2024年３月　税理士登録 2024年６月　santec Holdings株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年６月　当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 堀江容子公認会計士事務所所長 santec Holdings株式会社社外取締役（監査等委員）	500株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計・税務の専門家としての海外駐在を含む経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．候補者のうち、荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏は社外取締役候補者であります。
３．荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻野恒久氏が13年９ヶ月、安田加奈氏が９年、堀江容子氏が１年となります。
４．当社は、荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。荻野恒久氏、安田加奈氏及び堀江容子氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。
・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
６．当社は、荻野恒久、安田加奈及び堀江容子氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を２名増員することといたしたく、監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 **新任**	吉川恭史（よしかわ やすし） (1965年９月28日)	1988年４月　株式会社エー・ブイ・ステーション(現当社）入社 2000年６月　当社取締役商品本部長 2007年６月　当社代表取締役社長 2010年１月　当社取締役 2016年６月　当社専務取締役兼執行役員 2019年４月　当社取締役専務執行役員（現任） 2019年11月　株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ）代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ゲオ代表取締役社長	57,600株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 ゲオショップの第１号店の店長として入社以来、メディア事業の拡大期において購買・流通・店舗運営の責任者を歴任し、近年は管理部門責任者及び内部監査部門責任者としてリユース事業、海外展開と多角化する当社事業においてガバナンス体制の強化に努め、取締役、代表取締役を務め経営陣としてリーダーシップを発揮してきました。当社グループの組織・事業内容・業務プロセス及び法令等に深い見識を有し、実効性の高い監査・監督、助言が期待できることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
2 **新任**	服部真也（はっとり しんや） (1980年12月19日)	2007年９月　弁護士登録 2007年10月　セントラル法律事務所入所 2013年７月　同事務所パートナー弁護士（現任） 2016年６月　当社社外監査役 [重要な兼職の状況] セントラル法律事務所	－
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士の資格を持ち、経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．吉川恭史氏は、現在当社の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」ですが、新たに「監査等委員である取締役」の候補者としております。
３．服部真也氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあり、就任期間は2016年６月から2024年６月までの８年間であります。
４．吉川恭史氏及び服部真也氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
６．服部真也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

ご参考　本総会終結後の各役員のスキル・マトリックス

本総会において各取締役候補者が選任された場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

	氏　名		性　別		専　門　性								
			男	女	経営	営業	財務	ＩＴ	労務	法務	国際	コン	サス
取締役	遠藤（えんどう）　結蔵（ゆうぞう）		○		●	●	●	●					●
	久保（くぼ）　幸司（こうじ）		○		●	●		●			●		●
	村上（むらかみ）　幸正（ゆきまさ）		○				●				●		●
	今井（いまい）　則幸（のりゆき）		○		●	●		●	●				●
	森田（もりた）　広史（ひろふみ）		○			●		●			●		●
	荻野（おぎの）　恒久（つねひさ）	社外 独立	○		●		●			●			●
	安田（やすだ）　加奈（かな）	社外 独立		○			●			●			●
	堀江（ほりえ）　容子（ようこ）	社外 独立		○			●				●		●
取締役（監査等委員）	笹野（ささの）　和雄（かずお）		○		●		●						●
	吉川（よしかわ）　恭史（やすし）		○		●	●			●	●		●	●
	小宮山（こみやま）　太（ふとし）	社外 独立	○		●		●						●
	太田（おおた）　裕之（ひろゆき）	社外 独立	○							●		●	●
	服部（はっとり）　真也（しんや）	社外 独立	○						●	●		●	●

経営：企業経営　**営業：**営業・マーケティング　**財務：**財務・M&A　**ＩＴ：**ＩＴ・デジタル

労務：労務・人事・人材開発　**法務：**法務・リスクマネジメント　**国際：**グローバル経験　**コン：**コンプライアンス

サス：サステナビリティ推進

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時　**2025年６月26日（木曜日）午前10時**
（受付開始　午前９時30分）

会　場　**ホテルプラザ勝川　２階　さくら**
愛知県春日井市松新町１－５

交　通　ＪＲ中央線「勝川駅」下車　徒歩１分

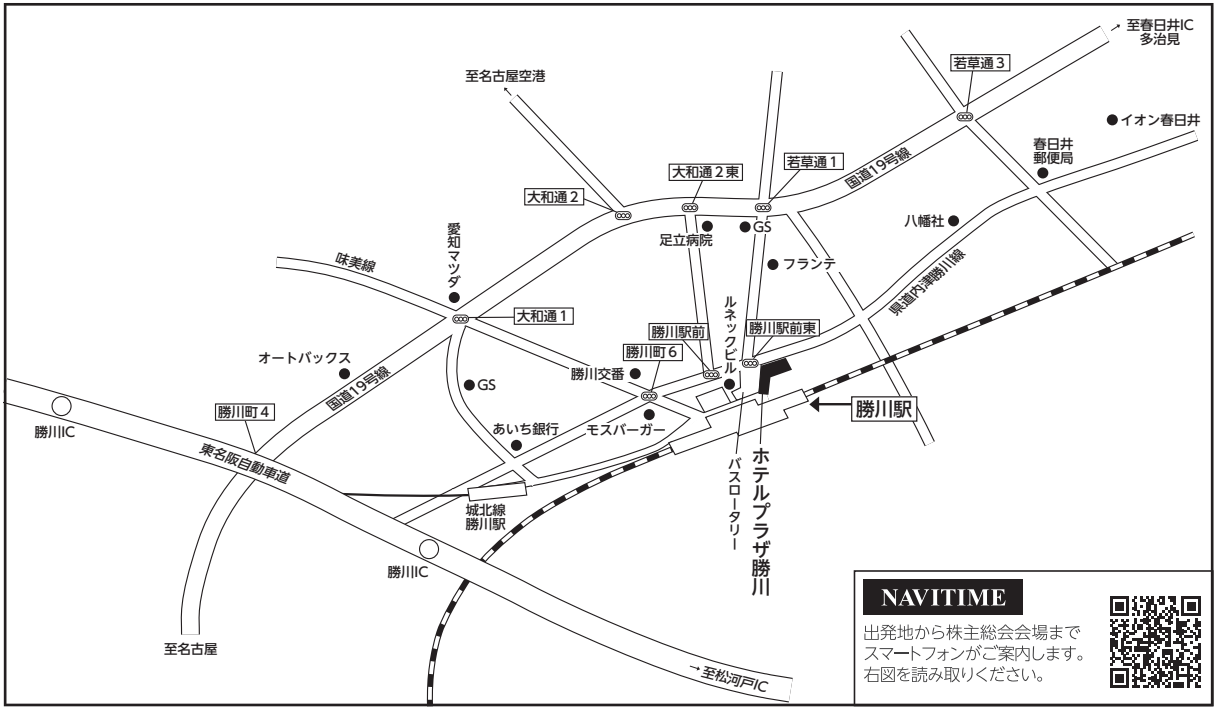

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

＜お願い＞
お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。